

＜不正の利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的（図利加害目的）あり＞

(1) 契約当事者の信頼を著しく裏切るケース

- C社が、A社から提供を受けたデータについて、第三者提供禁止を認識しながら、取引先から「自社で使用したいから提供してほしい」との要請を受けて、取引先との関係構築のためA社に無断で取引先に提供する行為。
- C社が、A社から提供を受けたデータについて、第三者提供禁止を認識しながら、当該データに自社のデータを付加して新たなデータベースを作成し、自社のデータベースがより充実している旨を宣伝してA社のデータが含まれているデータベースを販売する行為。
- C社が、A社から提供を受けたデータについて、第三者提供禁止を認識しながら、C社は自らが企業として存続するために、A社と競業する行為であり許されないことと認識しながら、データを第三者に提供する行為。
- A社が特定のコンソーシアムメンバーのみに提供しているデータベースを、メンバーのC社がメンバー以外への提供が禁止されていることを認識しながら、Aの顧客吸引力を利用し、あたかも自分が正規の提供者であるかのように、あるいはA社と連携しているかのように振る舞って、当該データベースを提供する行為。
- C社が、A社から提供を受けたデータについて、第三者提供禁止を認識しながら、自社が運営するHPへのアクセス数を増やすために、データをHP上に公開する行為。
- C社が、A社から委託された分析業務にのみ使用することに限定された上で提供を受けたデータについて、そのことを認識しながら無断で自社の新製品開発に使用し、利益を得る行為。
- C社が、A社から提供を受けたデータについて、第三者提供禁止を認識しながら、A社のデータ提供ビジネスを阻害する目的で、HP上に無料で公開する行為。

「不正の利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的」の具体事例について

<図利加害目的あり>

(2) 契約違反で対処できないケース

- C社が、自社の事業（委託先への提供可能）への使用に限定された上でA社から提供を受けたデータについて、その後同契約が解除されたにも関わらず、そのことを認識した上で、D社にデータを提供して業務委託し、D社にA社と競合するようなサービスを提供させていた行為。
→Cは図利加害目的あり、Dは転得者としての不正取得の要件に当たれば規制される。
- C社が、自社の事業（委託先への提供可能）への使用に限定された上でA社から提供を受けたデータについて、契約上C社のプログラム開発のみの使用に限定してプログラム開発会社Xに当該データを提供。X社が契約に反していることを知りながら、C社以外の企業のプログラム開発事業に使用する行為。
→Xは図利加害目的あり、Cは図利加害目的なし。
契約自治では、A社はC社に委託先の監督責任を問いうるが、X社には直接責任を問えない。
- C社の従業員Xが、第三者提供禁止を認識しながら、A社から提供を受け、Xがその職務の遂行上利用したデータを、金銭を得る目的で、違法データ等を転売しているデータブローカーDにデータを提供する行為。
→従業員Xは図利加害目的あり、C社は図利加害目的なし。
契約自治では、A社はC社に使用者責任を問いうるが、X社には直接責任を問えない。

「不正の利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的」の具体事例について

＜図利加害目的なし＞

- A C社間で契約の解釈について争いがあり、C社は自社の業務内であれば、委託先へのデータ提供が許されていると考えて、C社業務の委託先のX社にA社のデータを提供した行為。
- A C社間で契約の解釈について争いがあり、C社は新製品開発の用途での使用もA社から許されていると考えて、新製品開発に使用した行為。
- C社内で有料データベースの使用・取得が認められている（第三者提供は禁止）従業員が、あやまってダウンロードしたデータを取引先にメールで提供した行為。
- 契約上特定の社員のみを取得・使用が限定されている有料データベースからダウンロードしたデータを、共有フォルダに一時的に格納していたところ、対象者でない社員が過失で使用した行為。
- Aのデータベースを1年間の契約で使用していたところ、Cが契約の更新を忘れて、1年1ヶ月後まで使い続けていた行為。
- Aの提供しているデータが個人情報保護法等の法令に違反していることを告発するために、個人情報保護委員会に情報提供する行為。

(参考) 「不正な利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的」に関する判例等

<営業秘密>

1. 逐条解説

- ✓ 営業秘密における図利加害目的に当たらないものの例（逐条解説不正競争防止法2016年版p221）
 - ①公益の実現を図る目的で、事業者の不正情報を内部告発する行為
 - ②労働者の正当な権利の実現を図る目的で、労使交渉により取得した保有者の営業秘密を、労働組合内部に開示する行為
 - ③残業目的で、権限を有する上司の許可を得ずに、営業秘密が記載された文書やU S Bを自宅に持ち帰る行為
- ✓ 以下の考慮要素等を勘案して判断される。(逐条解説不正競争防止法1990年版p90)
 - ①当事者間の信頼関係の程度
例：両当事者が契約締結前か、契約関係継続中か、契約終了後か
 - ②営業秘密保有者の利益
例：営業秘密の保有者の経済活動に支障を来さないような地域で限定的に営業秘密を使用する場合、信義則上の義務を逸脱しているといえない場合もある。
 - ③営業秘密を示された者の利益
例：営業秘密を示された労働者が退職後当該営業秘密を使用できないことによって、どの程度利益を害されるのか
 - ④営業秘密の態様
例：営業秘密が一般的な知識と渾然一体となっており、これを区別して使用しないことが著しく困難か

2. 裁判例

■平成26年(ワ)第1397号不正競争行為差止等請求事件(東京地判H29.2.9)

【民事】製造委託契約に基づいて営業秘密を示された被告が、自らが企業として存続するため、許されないことと認識しつつ第三者に営業秘密を開示した行為が、原告の信頼を著しく裏切る行為であるとされ、図利加害目的が肯定された事例。

「被告は、本件情報を保有する事業者である原告から、本件製造委託契約に基づいて本件オリジナル木型を預けられることにより、本件設計情報を示されたところ、自らが企業として存続等するために被告 A iii と取引することとし、その一環として、許されないことと認識しつつも、本件設計情報が化体したオリジナル木型を社外に持ち出して、被告 A iii に開示した上、複製木型を複製させたというのである。

被告は長年にわたり本件製造委託契約に基づく取引をしてきた相手方である原告の信頼を著しく裏切る上記行為をして、原告の従業員でありながら原告の競業者となろうとしている被告 A iii と取引をすることにより、自己の利益を図る目的を有していたものと認められるから、不正の利益を得る目的で上記行為を行ったものといえることができる。」と判示した。

(参考) 「不正な利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的」に関する判例等

■平成20年(ワ)第34931号損害賠償等請求事件(東京地判H23.2.3)

【民事】守秘義務に基づく製造委託契約期間が終了した後も、原告と競合する同じ製品を委託先に製造させ続けた行為について、図利加害目的を肯定した事例。

「被告夢工房は、光通風雨戸の製造委託に関する契約が締結されることを前提に、東衛産業又はデイリー産業から本件営業秘密の開示を受けており、最終的に本件製造販売契約が締結され、当該契約では東衛産業及びデイリー産業から製造の委託を受けた光通風雨戸しか製造できず、その場合には定価の13%に相当する金額を被告夢工房から東衛産業及びデイリー産業に支払う必要があり、さらに技術上・営業上の秘密につき守秘義務が課せられていたにもかかわらず、同契約が解除されてからも、本件営業秘密を使用して、東衛産業、デイリー産業又は原告が製造、販売する光通風雨戸と同一の構造を有するセキュアガードを被告アルミ工房に製造させ、同製品を販売している。

このような被告らの行為は、本来契約の拘束の下で開示された本件営業秘密を使用することによって、本件営業秘密の保有者である東衛産業、デイリー産業及び原告が製造する製品と競合する製品を製造、販売し、自ら利益を上げることになるため、被告らには不正の利益を得る目的があるといえる。」と判示

■イーアンドネイチャー事件(札幌地判H6.7.8決定)

【民事】退職者が顧客情報を持ち出した上で行った競業行為について、著しい信義則違反と図利加害目的を肯定した事例。

「不競法1条3項4号(現2条1項7号)にいう「不正の競業その他不正の利益を図る行為」とは、営業秘密を示した保有者との間で営業秘密をみだりに使用・開示してはならない信義則上の義務が存在する場合において、この義務に反することを意味する。そして、この信義則上の義務は、主に雇用契約・下請契約・ライセンス契約等の債権関係に基づく義務から発生する。退職した従業員が開示された営業秘密について何らかの義務を負うか否かは、議論のあるところではあるが、雇用等の債権関係にあった者は、その契約終了後においても、契約相手が契約関係にあったがために不当に利益を被らないようにしてやる義務があるのであり、一定の義務が認められる場合もあり得るが、この場合は、債務者も主張するとおり、退職者の競業行為については、私法上の紛争解決方法が既に存在していることもあり、不競法による差止が認められるのは、退職者に「著しい」信義則違反があった場合に限定すべきである。」と判示し、債務者(退職者)が持ち出した債権者の顧客情報を利用して約2000名の顧客にダイレクトメールを送付した行為につき、債権者製品の品質について中傷したり、債権者所有の製品や道具を持ち出した行為等も考慮して図利加害目的が認められ、不正使用・開示行為が認められた。

(参考) 「不正な利益を得る目的又はその保有者に損害を加える目的」に関する判例等

■平成25年(ワ)第25367号 損害賠償等請求事件 (東京地判H26.11.20)

【民事】第三者提供禁止等の契約上の合意が認められず、原告は本件設計図の自由な利用を被告に許したとして、図利加害目的を否定した事例。

原告は被告担当者との打合せの際、被告担当者に対し本件設計図をそのまま、あるいは変更を加えて自由に使用してよい旨を述べたことが認められる。

(中略)

原告は、・・・原告と被告は、被告が原告の承諾なく本件設計図を第三者に提供したり、本件バルブを製造、販売したりしないことを合意したと主張する。しかしながら、上記のような被告取締役その他関係者の発言等があったとしても、これらによっては上記合意が成立したと認めるに足りず、他に上記合意が成立したことを認めるに足りる証拠はない。

2 不正競争防止法2条1項7号の不正競争について

前記認定の事実によれば、原告は本件設計図の自由な利用を被告に許したものと見えるから、被告が本件設計図に基づいて被告製品をベトナムで製造、販売しているとしても、被告に同号の「不正の利益を得る目的」があるということとはできず、本件設計図が営業秘密に当たるか否かにかかわらず被告の行為は不正競争を構成しない。

<ドメイン>

■ドメイン不正取得規制における裁判例の判示 (mp3事件)

「不正の利益を得る目的」とは「公序良俗に反する態様で、自己の利益を不当に図る目的がある場合」と解すべきであり、単にドメイン名の取得、使用等の過程で些細な違反があった場合等を含まないものというべきである。また「他人に損害を加える目的」とは「他人に対して財産上の損害、信用の失墜等の有形無形の損害を加える目的のある場合」と解すべきである。例えば、①自己の保有するドメイン名を不当に高額な値段で転売する目的、②他人の顧客吸引力を不正に利用して事業を行う目的、又は、③当該ドメイン名のウェブサイトの中傷記事や猥褻な情報等を掲載して当該ドメイン名と関連性を推測される企業に損害を加える目的、を有する場合などが想定される。